

「火災予防条例」及び「火入れに関する条例」 改正に伴うかほく市からのお知らせ



令和8年1月1日から



林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されました！

岩手県大船渡市において発生した林野火災では、林野約3,370ha、住宅90棟、住宅以外136棟が焼損するという甚大な被害が生じました。
この火災を踏まえ、林野火災予防の実行性を高める目的で、『かほく市火災予防条例』及び『かほく市火入れに関する条例』が一部改正され、林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されました。

1 林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際には、『**林野火災注意報**』を発令し、発令区域内における『**火の使用の制限**』について**努力義務**を課すこととなります。

さらに、林野火災の予防上、危険な気象状況になった際には、『**林野火災警報**』を発令し、発令区域内における『**火の使用の制限**』について**義務**を課すこととなります。

2 林野火災の注意報・警報の発令基準について

・発令範囲

かほく市内全域が対象となります。

・林野火災注意報の発令基準

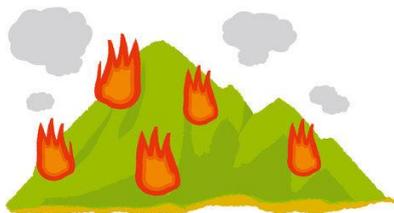
次の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表された場合

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しない場合があります。

・林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。



3 林野火災の注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定による『火の使用の制限』がかかります。

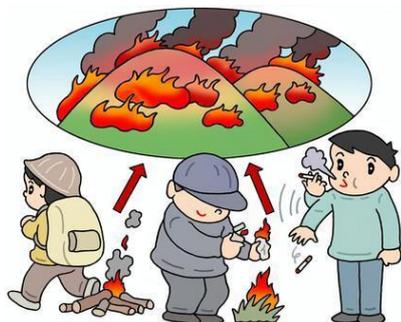
- (1) 山林、原野等において火入れしないこと。
※森林法第21条の許可対象となる火入れ
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

4 林野火災の注意報・警報発令時『火の使用の制限』に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、『火の使用の制限』に違反したものに対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

5 林野火災注意報・警報発令状況の周知及び広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、かほく市ホームページやSNS、消防車両による巡回、防災無線などにより、周知・広報を行います。



〈お問い合わせ先〉

かほく市消防本部 予防課

TEL：283-3585

FAX：283-4549

かほく市役所 農林水産課

TEL：283-7105

FAX：283-7208